

企 厚 第 1 9 7 9 号  
令和 6 年 1 2 月 2 6 日

大阪府労働組合連合会  
執行委員長 様

大 阪 府 知 事

労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例第 3 条の  
対象となる提案について（通知）

標記について、労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例（平成 25 年 12 月  
24 日大阪府条例第 104 号）第 3 条に基づき別紙のとおり通知します。

連絡先

大阪府総務部企画厚生課企画調整グループ  
電話：0 6－6 9 4 4－6 8 4 8